

決算関係書類の電子メールでの受付について

中小企業等協同組合法第 105 条の 2（中小企業団体の組織に関する法律において準用される同条項を含む。）に基づく決算関係書類の提出について、手続きの利便性向上を図るため、令和 5 年 4 月より電子メールによる受付を開始しました。

1. 決算関係書類として提出が必要な書類

中小企業等協同組合決算関係書類提出書
事業報告書
財産目録
貸借対照表
損益計算書
余剰金の処分または損失の処理を記録した書面
上記書類を提出した通常総会（又は総代会）の議事録又はその謄本

※上記以外の書類は電子メールによる受付は出来ません。

2. 決算関係書類を電子メールにより提出する際の注意点

(1) 決算関係書類を提出する際のメールの件名について

「XXXX（組合コード）決算関係書類提出」として下さい。

【組合コードが 9 9 9 9 の場合の入力例】 9 9 9 9 決算関係書類提出

※組合コードは令和 5 年 4 月上旬に各組合様宛に郵送させていただきました「中小企業等協同組合法等に基づく決算関係書類の提出について（依頼）」に記載しております。

※件名に組合コードの記載がない場合は、受付出来ない場合がございます。必ず記載願います。

※組合コードが不明な場合は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

（組合コードは適切な事務業務を行うため、和歌山県商工振興課で各組合に付した番号となります。）

(2) メール本文の記載事項について

メール本文には、以下の 3 点を必ず記載し、それ以外の記載はご遠慮願います。

組合名

連絡先電話番号

提出者（担当者）名

【メール入力例】 組合コード 9 9 9 9、〇〇協同組合の場合

メール件名 : 9 9 9 9 決算関係書類提出

メール本文 : 〇〇協同組合

0 7 3 - x x x - x x x x

和歌山太郎

(3) 決算関係書類のファイル形式について

決算関係書類は PDF ファイル形式で、メールに添付しご提出下さい。

尚、一度に受信できるメールの容量に制限がございます。ファイルの容量が 7 MB を超える場合は、メールを分割し送付して下さい。

※メールを分割して送付する際の注意点

メールを分割して送付する際は、件名の最後に通し番号を記載して下さい。

【メール入力例】 組合コード 9 9 9 9、〇〇協同組合がメールを 2 通送付する場合

1 通目のメール

メール件名	: 9 9 9 9 決算関係書類提出 <u>1/2</u> ←※件名に通し番号を記載
メール本文	: 〇〇協同組合 0 7 3 - x x x - x x x x 和歌山太郎

2 通目のメール

メール件名	: 9 9 9 9 決算関係書類提出 <u>2/2</u> ←件名に通し番号を記載
メール本文	: 〇〇協同組合 0 7 3 - x x x - x x x x 和歌山太郎

3. 提出先メールアドレス

e0603001@pref.wakayama.lg.jp (和歌山県商工振興課)

4. 受領報告メールについて

メール到着後、翌々日（土、日、祝日は除きます）までを目安に『受領報告メール』を送付します。

上記期限を経過しても『受領報告メール』が届かない場合は、県側に提出メールが届いていない可能性がありますので、ご連絡ください。

※『受領報告メール』は提出書類等に不備がないことを示すものではありません。

5. その他の注意点

(1) 電子メールでの提出をご希望の場合は、予め下記お問い合わせ先まで電話にてご連絡ください。

(2) 提出された決算関係書類に不足や記載事項の不備等があった場合、メール、もしくはお電話にて書類の追加提出、または再提出を求める場合がございます。

6. お問い合わせ先

和歌山県商工振興課 商工支援班

電話番号：0 7 3 - 4 4 1 - 2 7 4 2